平成２２年（フ）第５５８号
東京都中野区松が丘１丁目22―19―１―Ｄ
債務者　豊岡　道昌
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９号
東京都中野区中野５丁目28―１―203
債務者　都市　美里
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０号
東京都杉並区高円寺南４丁目３－１
債務者　長谷川　諭
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１号
東京都江戸川区清新町１丁目１―22―1003
債務者　金田　竜也
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７号
東京都江戸川区谷河内２丁目４―12―303
債務者　大須賀知尋
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２３号
東京都台東区雷門１丁目５－６
債務者　藤岡　成江（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２５号
埼玉県川口市末広３丁目14―23
債務者　伊藤由璃子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３２号
北海道旭川市東光11条８丁目２―19
債務者　黒田　弘美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３３号
北海道旭川市東光11条８丁目２―19
債務者　黒田　樹理
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３４号
埼玉県狭山市中央４丁目28―10
債務者　鈴木　逸生
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３７号
神奈川県川崎市川崎区渡田３丁目４－１－201
債務者　佐竹　清美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４２号
東京都西東京市住吉町３丁目14―30―202
債務者　眞壁　麻美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４３号
埼玉県吉川市吉川団地４－３―201
債務者　木村　春夫
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４９８号
横浜市旭区川井本町４番地６　横浜ヒルストンハウス301号
債務者　黒木　哲也
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０１号
神奈川県大和市大和南２丁目12番18号　小島ハイツ101
債務者　小林　久之
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９９号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目20番34号　北鎌倉ロイヤルハウスⅡ―202
債務者　髙島　　準
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部